

# 車いす等貸出事業について

- 豊明市社会福祉協議会では、  
一時的な車いす・歩行車の貸出しを行っています。

貸出期間 原則1ヶ月以内  
(貸出延長：最長3ヶ月)  
※車いす等をその都度返却いただく  
必要はありませんが、貸出を延長  
する際は『車いす等貸与申請書』  
を1ヶ月ごとに提出ください。



利用料 無料

貸出対象 使用者又は介助者が  
豊明市内在住の方  
例えば・・・

- 病気やケガにより一時的な  
歩行支障が治癒するまでの期間。
- 介護保険の要介護認定や  
身体障害者手帳交付の申請を  
したばかりで、各制度のサービスが  
利用できるまでの期間。



注意事項 ※社会福祉協議会では車いす等の運搬は行いません。  
※利用者の原因による車いす等の破損時には修理費等を  
負担していただきます。  
※他制度が利用できる方は原則利用できません。  
※原則、医療、福祉施設に入所等されている方にはお貸  
しできません。入所している施設に使用できる車いす  
等がないかお問い合わせください。

問合せ・  
貸出手続 豊明市社会福祉協議会  
豊明市新田町吉池18-3  
Tel 93-5051 Fax 93-3880  
窓口開所時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15  
土曜日 8:45～17:15  
(祝祭日・12月29日～1月3日を除く)



この事業は  
赤い羽根共同募金  
を活用しています

★返却する日付は 月 日 ( ) です